

平成25年(厚)第920号

平成26年4月28日

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人（以下「請求人」という。）に対しても、後記第2の2記載の原処分を取消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

主文と同旨。

第2 再審査請求の経過

- 1 厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）による老齢厚生年金及び老齢基礎年金（以下、併せて「老齢給付」という。）の受給権者（以下「受給権者」という。）であったA（以下「亡A」という。）は、平成〇年〇月〇日に死亡したが、亡Aには、その死亡時において、戸籍上の届出のある妻B（以下「B」という。）があった。請求人は、亡Aの内縁の妻であるとして、平成〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、老齢給付に係る未支給の保険給付・年金（以下「未支給給付」という。）の裁定を請求した。
 - 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「受給権者の死亡當時、受給権者と法律上の配偶者の婚姻関係が形骸化していたとは認められないため」という理由で、未支給給付を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
 - 3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。
 - 4 問題点
 - 1 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付又は年金給付で、まだその者に支給しなかったものがあるときは、その配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹であって、当該その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で未支給給付の支給を

請求できるとされている（厚年法第37条第1項、国民年金法第19条第1項）。

- 2 上記の配偶者には、婚姻はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(以下「事実婚関係にある者」という。)を含むとされ(厚年法第3条第2項)、受給権者に、戸籍上届出のある妻のほかに内縁関係にある者がいる場合(以下、このような関係を「重婚的内縁関係」という。)については、婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であるから、内縁関係にある者と受給権者が生計同一であるばかりでなく、受給権者と戸籍上の届出のある妻との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にある者を事実婚関係にある者とし、未支給給付を受給することができる配偶者に当たるものとされている(「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。)。

3 本件の問題点は、まず、亡Aの死亡当時、亡Aと戸籍上の妻であるBとの婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていたといえるか、否かということであり、これが肯定的に認められた場合に初めて、請求人と亡Aが、生計維持関係にあったかどうかという点が問題点となる。

第4 当審査会の判断

- 1 一件記録によれば、次の各事実が認められる。

(1) 亡Aは、昭和〇年〇月〇日に出生し、昭和〇年〇月〇日、Bとの婚姻の届出をし、その後長男C（以下「C」という。）をもうけた。

(2) 亡Aは、平成〇年〇月〇日、〇〇区〇〇〇-〇〇〇-〇a病院で、〇〇癌により死亡した。

(3) 亡Aは、平成〇年〇月〇日付で、〇〇市〇区〇〇〇〇-〇-〇〇〇から〇〇区〇〇〇-〇〇-〇-〇〇〇に転

- (4) 亡Aの死亡当時、請求人の登録住所地は、b号であり、同所には平成〇年〇月〇日付で、〇〇区〇〇〇ー〇ー〇から転居している（同月〇日届出）。

(5) 亡Aの死亡当時、Bの登録住所地は、〇〇市〇〇〇〇〇ー〇〇ー〇ー〇〇〇であり、同所は平成〇年〇月〇日に住所地と定められている。

(6) Bは、平成〇年〇月〇日、保険者に対し、要旨以下のように記載した回答書を提出している。

ア 亡Dと別居したのはいつか
○（注：昭和〇〇）年頃から、別居というよりは、単身赴任だった。
〇〇市〇区から〇〇区の会社まで通勤が大変だという理由で。

イ 年一回以上音信、訪問はあったか
最初の5年位は、毎土日、帰ってきていた。その後、〇（注：平成〇）年頃まで正月の三ヶ日は帰ってきた。（電話は週1回くらい）。〇（注：平成〇）年以降は、月に2～3回、電話が掛かってくるだけになった。
〇（注：平成〇）年まで。音信・訪問は、B宛で、事務処理的な用件から、会社の経営状態を話してくれたり、色々だった。

ウ 亡Aから年一回以上送金、仕送り等はあったか：あった
〇（注：平成〇）年までは毎月。最後の方は〇万円くらいだった。夫の通帳を持っていた。その口座に昔は生活費が振り込まれてきた。最近は夫の年金が振り込まれてくるので、その年金を生活費にしていた。ただ、〇（注：平成〇）年に、夫も生活が苦しいとのことで、通帳をとられた。送金等の理由は、生活費の援助のため。

エ 離婚の合意はあったか：なかった
オ 別居生活の解消の話し合い、努力

を行ったか：行った
会社をたたんだら帰ってくるとの
ことだった。

力 葬儀はどうしたか
私どもの方で行つ

- (7) 保険者がCから聴取し作成した聴取書(平成〇年〇月〇日付)によれば、生活費に充てるようにとBが預かっていた亡A名義の預金通帳(年金振込みされるもの)を、平成〇年〇月〇日に亡Aに返却し、その後経済的援助は全くなかった旨記載されている。

(8) 平成〇年〇月〇日付、c病院が交付した「入院生活での転倒・転落防止策の説明書 行動制限承諾書」と題する書面には、説明医師及び説明看護師の署名押印とともに、「ご本人 A」「保証人 E」の署名押印が認められる。

(9) 平成〇年〇月〇日付、請求人は、亡Aの代理人として、「d病院」宛に、亡Aが突然〇月〇日に下半身不随になつたが、〇月〇日の退院後は自宅療養となるので、必要なベッド等の相談を至急お願ひしたい旨、ファックスを送っている。

(10) 亡Aが平成〇年〇月〇日、日本年金機構(以下「機構」という。)宛てに作成し、同日付で〇〇法務局所属公証人が宣誓認証を付与した私署証書であるした上申書の要旨を一部摘記すると、以下のとおりである。

私、亡Aは、請求人と昭和〇年頃に、請求人が勤務していた〇〇で出会いました。

その後、請求人が○○を退職する際、私が経営する○○区○○○ー○○ー○e社に社員として招き入れました

現在に至るまで、請求人と私は共にe社の共同出資者として同社の経営に尽力してきました。

私は、昭和〇年頃、糖尿病にかかりましたが、食事管理等、身の回りの世話をしたのも請求人でした。

また、平成〇年には、脳梗塞を患

いました（救急車で運ばれ、両手両足が麻痺して動かすことも困難）が、その時にも献身的に介護をしてくれたのは、請求人でした。

さらに、今回の入院でも、介護してくれているのは請求人です。

私には妻および子がおりますが、ここの年間生活を共にしていませんし、身の回りの世話をしてもらった訳でもありません。

今回、委任契約及び任意後見契約を請求人と締結しましたが、今後も請求人と共に人生を歩んでいきたいと考えております。

まさに本当の妻のように公私共に歩んできた請求人に、私亡き後、遺族年金の受給をさせて頂きたくお願い申し上げます。

(11) 亡Aが平成〇年〇月〇日、機構宛てに作成し、同日付で〇〇法務局所属公証人が宣誓認証を付与した私署証書である上申書の要旨を一部摘記すると、以下のとおりである。

私は昭和〇年頃に請求人と知り合い、法律上の妻とは別居して、昭和〇年〇月〇日から〇〇区〇〇〇一〇一〇所在のマンション〇階で請求人と一緒に暮らすようになりました。その後平成〇年〇月〇日から上記請求人の現住所である〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号にあるb号室に引っ越し、既に32年にわたって事実上の夫婦として生活を送ってきました（なお住民票上の住所は本年〇月〇日に現住所に移転）。

二人の生活は、私が経営するe社から支出する私の役員報酬（最近は会社の経営が思わしくなく少額です）と請求人の給与、私が受給している厚生年金を併せた生活費で賄っています。一緒に暮らすようになってから請求人は、私が糖尿病を発症して以降は食事管理などに目を配り、また平成〇年に私が脳梗塞を患った際には両手・両足が不自由になった私のために献身的な介護をしてくれたことは前回の上申書

に記載したとおりです。また平成〇年の入院の時、あるいは現在入院中のa病院に入院する時に、必要な保証人には請求人になってもらっています。

私と請求人が事実上一緒に暮らしていたことは、マンションの近所の方、長年会社の經理を担当してくれたF税理士（略）、二人でよく行く飲食店の方などには周知の事実です。またマンションの暮らししぶりを見ていただければ、一緒に生活していたことは歴然とわかっているだけだと思います。

このような次第ですので、私にもしものことがあれば、私の厚生年金の遺族年金に関しては、内縁の妻である請求人が受給できるように何とぞお願い申し上げます。

(12) 審査請求代理人（以下「代理人」という。）が、平成〇年〇月〇日付で、審査官に対して提出した「審査請求の理由（補充）」によれば、亡Aは息子の結婚式にも出席しないなど接触を断ってきたこと、亡Aを最後まで看病したのは請求人である旨記載されている。

(13) Bに係る受給権者原簿記録回答票（現存・基礎）によれば、Bが受給している老齢基礎年金には加給金（注：振替加算額。国民年金法等の一部を改正するための法律（昭和60年法律第34号）附則第14条）が加算されており、Bは、65歳到達時（平成〇年〇月〇日）において、亡Aの老齢厚生年金の加給年金対象者であったことが認められる。

(14) 請求人の平成〇年分の合計所得金額は、〇〇〇万円である。

2 前記第3の1の認定基準では、「届出による婚姻関係がその実体をまったく失ったものとなっているとき」とは、①当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届出をしていないとき、②一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合

であって、その状態が長期間（おおむね10年程度以上）継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき、のいずれかに該当する場合であるとし、また、前記の「夫婦としての共同生活の状態がない」といいうためには、以下のアないしウの要件を全て満たすこととしているところ、当審査会としてもこれを相当と解する。

- ア 当事者が住居を異にすること
- イ 当事者間に経済的な依存関係が反復して存在していないこと
- ウ 当事者間の意思の疎通をあらわす音信又は訪問等の事実が反復して存在していないこと

3 以上の認定事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 亡AとBとの婚姻関係の形骸化について

亡Aと戸籍上の妻であるBは、昭和〇年頃から、亡Aが単身赴任（亡Aは、〇〇区〇〇〇-〇〇-〇でe社（以下「会社」という。）を経営していた。）するとして別居していたが、亡Aは、同〇年請求人と知り合い、請求人を会社の社員に招じ入れ、同〇年〇月〇日から、〇〇区〇〇〇-〇-〇のマンション〇階で請求人と同居を開始した。その後、平成〇年〇月〇日から、同区〇〇〇-〇〇-〇〇b号室に転居したが、亡Aは死亡するまで請求人と同居し、戸籍上の妻であるBとの別居は、約〇年間に及んだ。

亡AからBへの経済的な援助については、Bは別居中も、亡A名義の預金通帳を持ち、その口座へ最初のころは生活費が振り込まれ、後には、亡Aの年金が振り込まれたため、Bは、それを生活費として使ってきましたが、上記1の(7)で認定したとおり、当該通帳は平成〇年〇月〇日に亡Aに返却され、その後、亡AからBへの経済的援助は全くない。

亡Aは、最初の5年ほどは、毎土日にBの元に帰宅していたが、平成〇年

以降は、月に2ないし3回電話をするだけとなり、Bが亡Aのもとを訪問していたという資料も見当たらない。

亡Aは、息子Cの結婚式にも出席しないなど家族との接触を断ち、昭和〇年ころ、亡Aが糖尿病にかかったとき、及び平成〇年に脳梗塞を患ったとき、看病・介護したのは請求人であった。

これらを総合して見るに、本件は「悪意の遺棄」とまでは言い難いところもあるが、亡AがBと別居し、請求人と同居していた期間は30年を超えて、その間の亡AとBの積極的な交流も窺えず、夫婦としての共同生活が行われていない状態があまりに長期間固定しており、将来の修復を予測することは困難であるから、亡AとBとの婚姻関係はすでに実体を失って形骸化していたと認めるのが相当である。

(2) 亡Aと請求人との生計維持関係について

亡Aの死亡当時、請求人が同人と生計を同じくしていたこと、及び請求人の年収が850万円未満であったことは、前記1の事実から明らかである。

(3) そうすると、請求人は、亡Aの死亡当時同人と婚姻関係と同様の事情にあった者であり、かつ、同人によって生計を維持していたものであるから、同人の死亡による未支給給付の受給権を有することになる。よって、請求人に対し未支給給付を支給しないとした原処分は妥当でなく、これを取り消すべきである。

よって、主文のとおり裁決する。